

南那須地区広域行政事務組合消防本部
業 務 継 続 計 画
【大規模災害】

南那須地区広域行政事務組合消防本部

令和3年9月

最近改正令和7年5月

～ 目 次 ～

第1章 業務継続計画とは	1
1 策定の趣旨	1
2 業務継続計画とは	1
3 業務継続計画の位置付け	1
4 業務継続計画の効果	2
5 業務継続の基本方針	2
第2章 被害想定と業務継続計画への影響	3
1 想定する地震と震度	3
2 地震による被害想定	4
3 業務継続に影響を及ぼすその他の災害	5
4 庁舎の被災想定	5
5 職員の職員参集想定	6
第3章 危機管理体制と業務継続計画の発動及び停止	7
1 災害対策実施要領の概要	7
2 受援計画の概要	7
3 業務継続計画の発動及び停止	7
第4章 業務継続計画に重要な要素	8
1 消防長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	8
2 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の設定	9
3 電気・飲料水・食料等の確保	9
4 災害時にもつながりやすい通信手段について	10
5 重要な行政データのバックアップ	11
第5章 非常時優先業務の整理	12
1 非常時優先業務の選定	12
2 その他大規模災害時の業務	15
第6章 業務継続計画の継続的見直し	16

第1章 業務継続計画とは

1 策定の趣旨

消防は、大規模災害が発生した際、構成市町の災害対策本部と協力し災害応急対策業務を行うことになり、災害対応の長期化、復旧・復興にも重要な役割を担うこととなります。一方で、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えています。しかしながら、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられます。

このような背景から、非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、計画の策定により業務の継続性を確保しておくことが極めて重要です。

2 業務継続計画とは

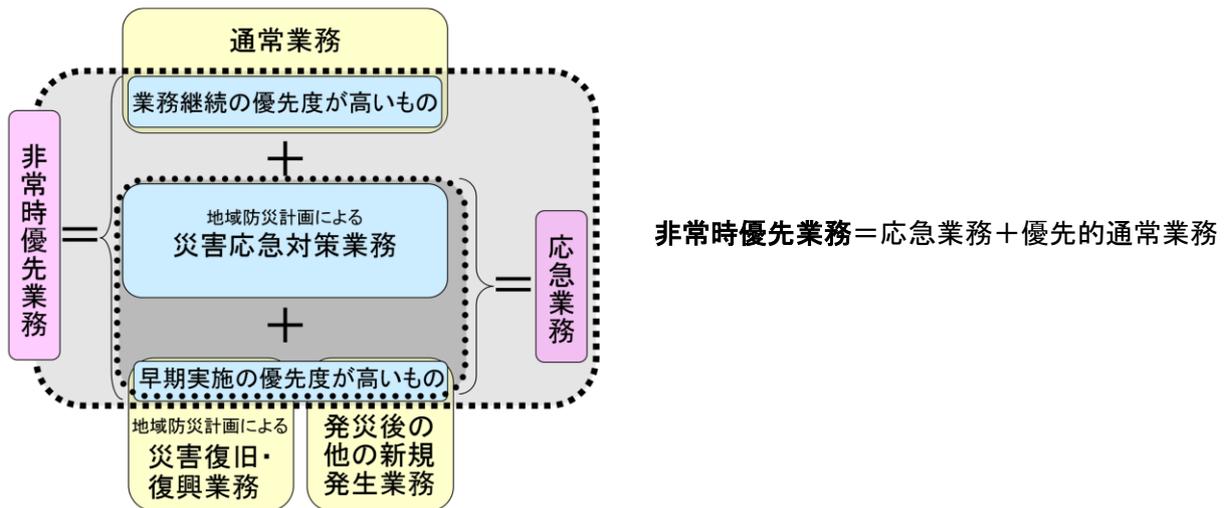
業務継続計画とは、大規模災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（以下「非常時優先業務※」という。）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、業務の継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画です。

消防は限られた人員を災害応急対策に重点的に投入することから、庁舎等への被災がなくとも業務を縮小せざるを得ない事態となることもあります。

※ 非常時優先業務：大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

《非常時優先業務のイメージ》



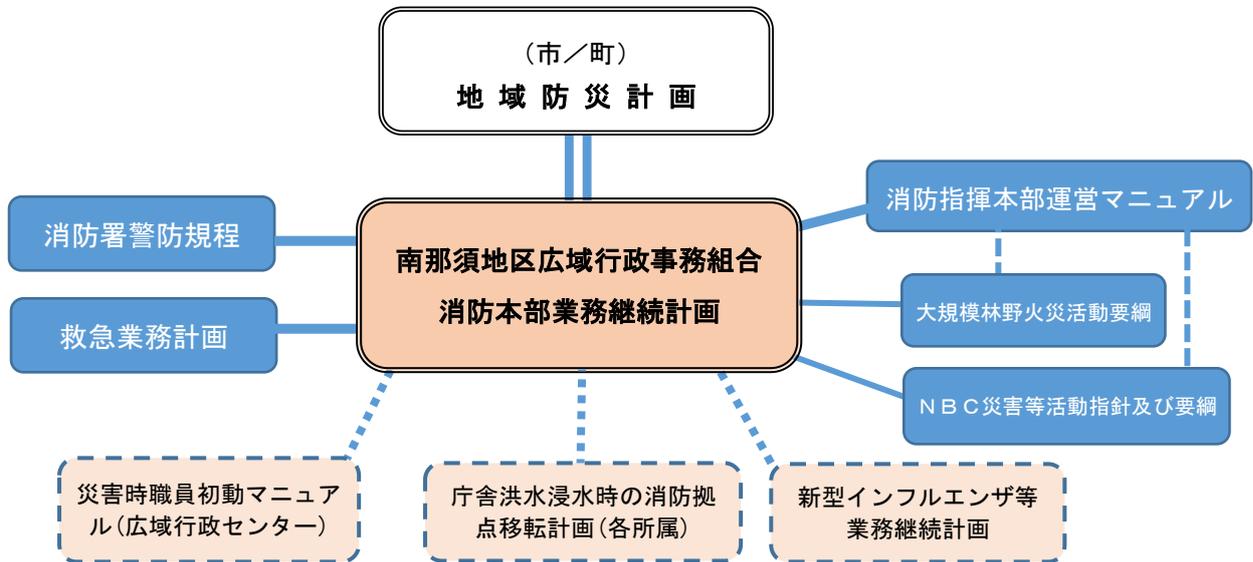
(出典：内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」)

3 業務継続計画の位置付け

当組合を構成する市町では、災害に係る予防、応急対策及び復旧・復興対策を定めた地域防災計画が策定されており、また、消防本部は災害時の各種対応マニュアル等により災害応急対策を実行する

こととなります。業務継続計画は、それらの計画等を補完し、または相まって、非常時に業務を執行するための体制（指揮命令系統の明確化、業務対応手順等）や執務環境の確保（業務継続に必要な資源の確保等）についての取組みを定めるものです。

《業務継続計画の位置付けイメージ》



4 業務継続計画の効果

災害発生時には災害応急対策業務はもちろんのこと、業務量が急激に増加することが想定され、業務継続計画を策定して、非常時優先業務を明確にすることで必要な業務を適切かつ迅速に実施することが可能となります。

具体的には、各種災害対応マニュアルでは必ずしも明らかではなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることなどで災害発生直後の混乱で機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになります。また、自らも被災者である職員の休憩や睡眠及び帰宅など、安全衛生面への配慮の向上も期待できます。

5 業務継続の基本方針

- ア 大規模災害発生時には、市民の生命・身体及び財産を守ることを最優先とする。特に発災後3日（72時間）までは、人命救助を最優先とする。
- イ 業務継続のために必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用するため、必要資源（人的・物的）の確保・配分は全所属横断的に調整する。
- ウ 住民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、業務継続の優先度の高い通常業務の継続に努め、それ以外の通常業務は休止または縮小する。

第2章 被害想定と業務継続計画への影響

1 想定する地震と震度

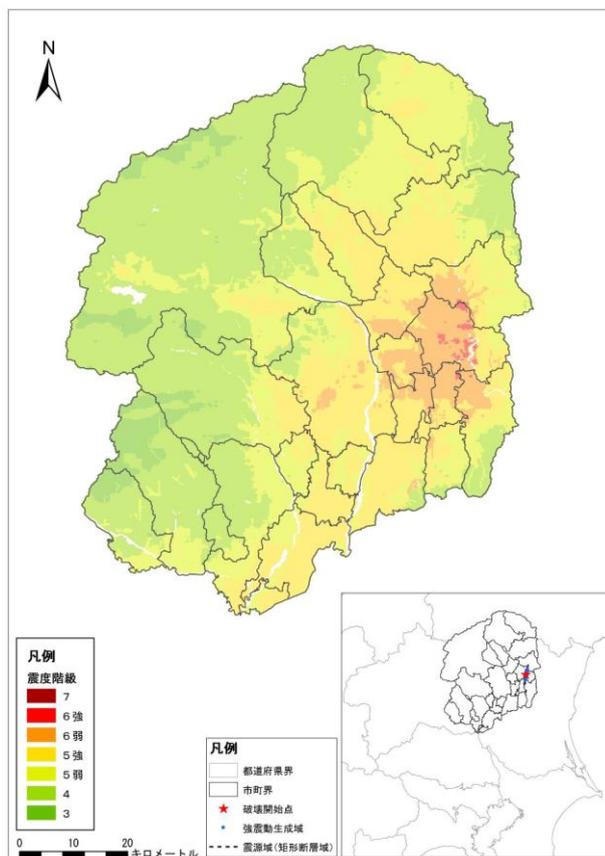
那須烏山市・那珂川町それぞれの直下地震(M6.9)最大震度6強を本計画での地震被害想定とする。

平成25年度栃木県地震被害想定調査において、本県に大きな被害をもたらす活断層の地震として下記の4つの地震を想定していますが、地震調査研究推進本部による県内活断層（関谷断層）での地震発生確率は今後100年間でほぼ0%とされ、また、2044年までに活断層地震で本県が震度6強以上に見舞われる確率は、県域の大半が0.1%以下（数万年に1回）とされています。（発生しないことではないことに留意。）

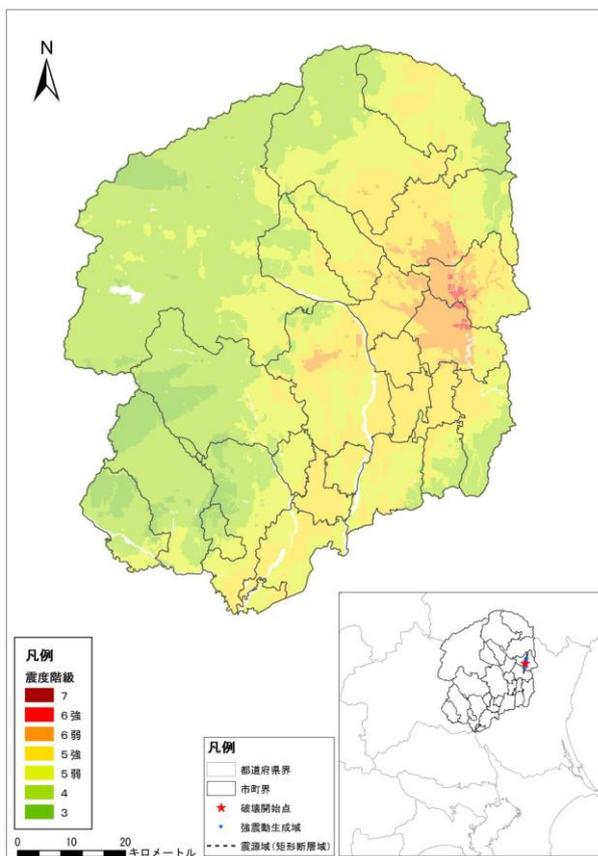
- ・ 関谷断層を震源とする地震（M7.5）
- ・ 関東平野北西縁断層帯（主部）を震源とする地震（M8.0）
- ・ 東京湾北部を震源とする地震（M7.3）
- ・ 茨城県南西部を震源とする地震（M7.3）

また、栃木県では活断層が確認されていない地域で起こりうる最大級の地震として、県庁直下（M7.3）を想定していますが、当地区への被害は想定される活断層の地震や県庁直下型地震よりも、当地区直下の地震被害(M6.9)の方が甚大と想定されています。

《那須烏山市直下に仮定した震度分布 M6.9》



《那珂川町直下に仮定した震度分布 M6.9》



(出典: 栃木県地震被害想定調査)

2 地震による被害想定

各市町の地域防災計画(那須烏山市令和6年版、那珂川町令和2年版)における、直下型地震(M6.9・最大震度6強)の被害想定は以下のとおりです。

※建物及び人的被害は冬季の深夜を想定。その他の被害は冬季の18時を想定。

(1) 建物被害(全壊棟数)

	液状化	地震動	土砂災害	火災	合計
那須烏山市	13	1,257	14	5	1,289
那珂川町	13	530	0	0	543

(2) 人的被害(単位:人)

区分	市町	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計
死者数	那須烏山市	81	2	0	83
	那珂川町	34	0	0	34
負傷者数 (うち重傷者数)	那須烏山市	1,095 (137)	2 (1)	0 (0)	1,097 (138)
	那珂川町	509 (58)	0 (0)	0 (0)	509 (58)

(3) ライフライン被害(直後)

上水道被害(断水人口)	那須烏山市	23,135人
	那珂川町	8,292人
下水道被害(支障人口)	那須烏山市	2,449人
	那珂川町	2,160人
停電被害(停電軒数)	那須烏山市	1,209軒
	那珂川町	730軒
通信被害(固定電話不通回線数)	那須烏山市	843回線
	那珂川町	324回線

(4) 避難者数(当日~1日後)(単位:人)

市町	避難所避難者	避難所外避難者	合計
那須烏山市	3,368	2,245	5,613
那珂川町	810	540	1,350

(5) 経済被害(直接被害額)(単位:億円)

市町	建物資産等	ライフライン 交通施設等	災害廃棄物
那須烏山市	1,055	121	29.6
那珂川町	449	103	11.5

3 業務継続に影響を及ぼすその他の災害

当地区中央部には那珂川が流れており、小河川のほとんどが同水系に流入し、箒川、武茂川及び荒川と合流して急激に水量が増す場所であり度々水害が発生しています。

また、那珂川沿いの平地以外のほとんどの地域は山林や丘陵地で、麓や小河川に沿って集落が発達しているため土砂災害などの危険性も高く、人的、物的被害はもちろん、ライフラインの停止、道路の寸断なども想定されます。「令和元年東日本台風」（令和元年. 10. 12～13）では、当管内で負傷者2名、住家被害219棟の他、非住家被害、停電・断水が発生しました。

さらに、当地区東側の大半は高いところで500mに及ぶ山地が占めており、鎮火に長期間を要する大規模な山林火災が発生した場合には、災害対応が優先され、他の通常業務に影響が出ることが想定されます。

全国的にみても毎年のように水害や土砂災害で被害が発生していて、消防庁舎や消防車両にも被害が及んでおり、災害への備えが重要となっています。

《近年当地区に被害のあった主な風水害（農業被害のみ及び床下浸水のみを除く）

年 月	災 害 名（原因）
昭和61年8月	昭和61年8月台風10号（茂木水害）
平成10年8月	平成10年8月末豪雨災害（那須水害）
平成14年7月	台風6号
平成14年10月	台風21号
平成19年9月	台風9号
平成23年9月	台風15号
平成25年9月	台風18号
平成25年10月	台風26号
平成27年9月	関東・東北豪雨災害
令和元年10月	令和元年東日本台風（うち台風19号によるもの）

4 庁舎の被災想定

(1) 地震(震度6強)による被災想定

庁 舎 名 称	被災状況	業務への影響
消防本部・那須烏山消防署合同庁舎	支障なし(停電・断水)	書棚転倒・什器や物品の散乱
那珂川消防署	支障なし(停電・断水)	書棚転倒・什器や物品の散乱
広域行政センター	建物被害、停電時には メインサーバーダウン	ネットワーク接続が不可能となる 可能性あり

※消防本部・消防署は、建築基準法施行令の新耐震基準を満たしているため、本想定での建物本体への被害(倒壊や使用不可能となる可能性)は少ないと想定します。

(2) 水害による被災想定（※被災状況は、県河川課「洪水浸水想定区域」による公表数値）

庁 舎 名 称	被災状況(最大)	業務への影響
消防本部・那須烏山消防署合同庁舎	最大3mの浸水(江川)	災害指揮本部や活動拠点の移転
那珂川消防署	最大3mの浸水(武茂川)	活動拠点の移転
広域行政センター	支障なし	支障なし

5 職員の職員参集想定

災害発生時の職員の参集状況について、経過時間別の参集率を算出して想定します。

想定時刻は、官執勤務者の勤務がなく勤務外の職員が自宅にいる可能性が最も高いと考えられる深夜とし、約 25%の職員(当直勤務職員)が勤務しているものとします。

(1) 地震時の職員参集想定

- ア がけ崩れ、建物の倒壊、地割れなどによる交通障害があるとして、徒歩での移動を想定
- イ 障害物や迂回を考慮し、歩行速度は 3 km/h で計算(直近の消防署への参集とする)
- ウ 24 時間後までは自動車での通行が不可能として、勤務職員以外の距離 20 km 以上の職員の半数と、本人や家族の被災や介護・保育、外出中などで参集できない職員があると想定
- エ 72 時間後は、本人や家族の被災や介護・保育などで約 2 割が勤務できないと想定
- オ 1 週間後までは、被災職員及び生活復旧作業を行う職員が勤務できないと想定
- カ 1 週間後以降は、職員の身体的な被災をした職員が勤務出来ないと想定

《地震時の職員参集率想定(発災時に勤務している者約 25%を含む)》 ※

1 時間後	3 時間後	12 時間後	24 時間後	72 時間後	1 週間後	1 週間以降
31.6%	53.2%	67%	72.3%	80%	90%	95%

令和 7 年 4 月 1 日現在の職員住所により算出

- ※ 72 時間後以降は、災害対策業務のうち「行方不明者捜索」などが行われるものと想定して、日中に勤務可能な職員の割合を示す。
- ※ 通勤距離別割合で算出しているため、発災前の勤務員構成により数値は前後する。
- ※ 直下型地震を想定した場合、より震源に近い(自宅距離の短い)職員が被災する可能性があるため、比較的短い時間の参集率が低くなる可能性がある。

(2) 水害・土砂災害時の職員参集想定

- ア 事前に、勤務職員以外に自宅待機などの、警戒態勢を指示していると想定
- イ 発災よりも早い段階での参集となるため車での移動を想定
- ウ 降雨による視界不良や軽度の冠水を考慮して平均 20 km/h で計算
- エ 3~12 時間後までは、冠水などの交通障害等が発生して約 1.5 割が参集できないと想定
- オ 24 時間後までは、本人や家族の被災、介護・保育などにより約 1 割が参集できないと想定
- カ 72 時間後までは、被災した職員の生活復旧作業などで参集できない者があると想定
- キ 職員の身体に被災はなく 1 週間後には通常に勤務できると想定

《水害・土砂災害時の職員参集率(発災時に勤務している者約 25%を含む)》 ※

1 時間後	3 時間後	12 時間後	24 時間後	72 時間後	1 週間後
80%	85%	88%	90%	95%	100%※

- ※ 72 時間後以降は、災害対策業務のうち「行方不明者捜索」などが行われるものと想定して、日中に勤務可能な職員の割合を示す。
- ※ 1 週間後には交代での制勤務体制を執っていると想定されるため、参集可能な割合を示す。

第3章 危機管理体制と業務継続計画の発動及び停止

1 災害対策実施要領の概要

南那須地区管内に災害等が発生した場合、その規模や困難性等により南那須地区広域行政事務組合消防署警防規程に基づき、非番職員等の招集や消防本部庁舎内に消防指揮本部が設置されます。

また、災害地の市や町に災害対策本部が設置された場合はリエゾン(連絡調整員)を派遣して、連携した災害応急対応を行います。

2 受援計画の概要

南那須地区管内において大規模災害等が発生した場合で、現有の消防力で対応が困難と判断した時には、消防組織法第39条に基づく「特殊災害消防相互応援協定書」の円滑な運用を定めた「栃木県広域応援等計画」に基づき、消防本部(消防長)が県北ブロック内消防本部に応援を求める「第一次応援体制」、若しくは、栃木県を経由して県内全消防本部に応援を求める「第二次応援体制」にて応援を求めます。

また、災害の状況及び栃木県内の消防力を考慮して、更なる消防応援が必要と判断される場合は、市町長から県知事を通じて、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請します。

状況により上記の他、茨城県常陸大宮市、大子町の各消防本部と締結している消防相互応援協定により隣接応援を求めます。

なお、緊急消防援助隊は、最大震度6弱以上の地震が発生した場合には、迅速出動が適用され、要請を待たずに地震発生と同時に行われる消防庁長官からの出動の求め、または指示により、速やかに緊急消防援助隊が出動することになります。

災害対応の受援は、「栃木県緊急援助隊受援計画」、「北東地区応援受援計画」を補完する「南那須地区広域行政事務組合消防本部緊急援助隊受援計画」により行われます。

市町への人的、物的支援に対する計画としては「栃木県災害時広域受援計画」が定められており、必要な支援を受ける計画がなされています。

3 業務継続計画の発動及び停止

消防長は、南那須地区管内における大規模地震・水害等の発生により、消防指揮本部が設置され、管轄内に甚大な被害が生じた場合、または消防庁舎等に甚大な被害が生じた場合、その他消防長が必要と判断した場合に業務継続計画の発動を宣言します。

また、消防長は業務継続上の支障が改善され、安定的な業務継続が可能となった時点で業務継続計画の解除を宣言します。ただし、解除宣言前であっても、非常時優先業務の進捗状況や庁舎被害の復旧状況等に応じて、休止・縮小した通常業務を各所属の判断により順次再開させるものとします。

第4章 業務継続計画に重要な要素

業務継続の中核となる重要な6つの要素(次章の非常時優先業務の整理を含む)を、以下のとおり定めます。

1 消防長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(1) 消防長不在時の明確な代行順位

災害時の重要な意思決定に支障を生じないため、消防長不在時の職務を代行する者は以下のとおりとします。

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
消防本部次長	警防課長※1	予防課長	消防署長※2

※1 上席職員順とする。 ※2 消防署長不在時は消防本部主幹または副署長とする。

各署、各課の職務代行者は副署長・主幹、課長補佐・・・と、順次代行します。

(2) 職員の参集体制

消防署警防規程上の非番職員の招集は、地震の場合「震度5弱以上の地震を覚知し相当の被害発生が予想される場合で警防要員の増強が必要なとき」に消防署長が招集し、「大規模な被害が発生したとき」には、消防長が招集すると規定され、被害の発生及び招集命令が条件となっています。

しかし、大規模な災害時には通信網の被災や輻輳などにより通信障害が生じやすいことから、過去の災害を参考に、本業務継続計画の自主的参集の基準は以下のとおりとします。

自主参集基準

- 地震：「管轄地区内に震度5強の地震が発生したとき」
- 水害等：「指定河川の氾濫危険情報により管轄地区内に浸水想定区域が指定されたとき」または、「土砂災害警戒情報（レベル4相当）が発表されたとき」

自主的参集に該当しない招集命令は、平日日中の勤務時間帯は消防指揮本部を設置して指示するものとしますが、消防指揮本部未設置の段階や上記時間以外での招集は、各所属長命において実施してください。招集・参集の際は以下の点にも留意すること。

- ・ 招集連絡は、一斉メール配信、個別電話にて行い、一斉メールでは返信機能を用いて参集不可能な職員の把握にも努める。
- ・ 自主参集場所の基本は「勤務場所」とするが、勤務場所への参集が困難な場合には、最寄りの消防署とする。なお招集時に特別な指示があった場合にはその指示に従う。
- ・ 水害等で、雨の予想や上流の水位上昇などにより、警戒レベル4への到達が見込まれる場合には、早期に職員の招集を行うものとする。
- ・ 警戒レベル5(大雨特別警報、氾濫発生情報)になった時には、参集よりも自身の安全確保を優先する。
- ・ 自身が被災するなどして、参集が困難な場合には、所属部署に連絡するよう努力する。
- ・ 各所属での参集状況は、消防指揮本部に逐次連絡する。

2 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

消防本部・那須烏山消防署合同庁舎と那珂川消防署庁舎は耐震性を有するため、想定地震には耐えるとされますが、天井や内装の崩落などにより使用できなくなる可能性もあります。また、消防本部・那須烏山消防署合同庁舎は栃木県河川課公表の洪水浸水想定区域※1に、那珂川消防署は水防法による洪水浸水想定地域内に立地し、それぞれ市町のハザードマップにも公表されています。そのため敷地への浸水が予想される場合に、災害対応装備等を職員と共に避難して災害対応拠点を一時的に移動することを想定※2しておりますが、庁舎内への浸水被害があれば長期に使用できなくなることも想定されます。よって、庁舎が使用不能な場合の代替庁舎を以下のとおり設定します。

- ・ 広域行政センター
- ・ 被害を免れた他の消防庁舎
- ・ 各市町の公共施設 ※3
- ・ 第2車庫、訓練棟や敷地内にテントを設営するなどして業務を継続しながら庁舎の早期復旧を図る。

(優先順位は災害状況及び被災状況によりその都度決定する。)

※1：想定し得る最大規模の降雨や洪水防御に関する計画の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたもの（おおむね1000年超に1回を想定）

※2：浸水危険による消防庁舎からの退避等の行動は、別に定める計画により実施されます。

※3：各消防署との事前協定または施設の被災状況や避難者の状況などにより市町と調整

3 電気・飲料水・食料等の確保

(1) 電気等のライフライン概要

	消防本部・那須烏山消防署	那珂川消防署
非常用発電機	キュービクル型超低騒音型三相防災用自家発電装置 (AP45C-5T) 出力：30kVA 作動環境：-5～40℃ 燃料：軽油 燃料消費量：8.8ℓ/h タンク容量：950ℓ (連続約108時間)	キュービクル型寒冷地仕様三相防災用自家発電装置 (TQGP38K) 出力：30kVA 作動環境：-15～40℃ 燃料：軽油 燃料消費量：9.6ℓ/h タンク容量：30ℓ (連続約3.1時間)
太陽光発電設備	20kw相当 (停電時発電利用不可)	10kw相当 (停電時発電利用不可)
水道	直結給水方式	直結給水方式
排水	屋内汚水雑排水合併浄化槽(自然)流入	屋内汚水雑排水合併浄化槽(自然)流入
ガス	い号液化石油ガス(ボンベ)	い号液化石油ガス(ボンベ)

ア 非常用発電機設備稼働時の注意

- ・ 連続運転時間に注意して随時燃料補給を行ってください。
- ・ 業務継続に必要な電力のみを使用するように努め、照明も最小限としてください。
- ・ 非常用のコンセント及びスイッチは「黒色」のみ使用可能です。

※庁舎が使用できない場合や非常用発電機が被災した場合は、各署配備のポータブル発電機を使用して最低限必要な電力を確保します。

イ 水道・排水

直結給水方式ですが、停電による断水では、配水池が枯渇するまでの猶予があります。しかし過去の災害では配水池が直接被害を受けたこともあり、また、近隣で水道管の破裂があれば即時断水となることが想定されます。

断水は長期に及ぶ可能性があるため、排水用や現場活動後の装備の洗浄などのため、簡易防火水槽に自然水等の水を確保するとともに、水道水が出る場合でも節水に努めてください。

庁舎内の汚水の排水は、配管及び浄化槽に異常がないことを必ず確認してから行ってください。天井裏排水管からの漏水の場合には庁舎の衛生環境に影響するので、異常がないことが確認されるまでは1階を使用してください。また、1階内部の排水管が被災した場合は携帯トイレを使用するか、可能であれば合併浄化槽直前の汚水桝に簡易トイレの設置を考慮します。

ウ ガス

ガスボンベ収納庫内を確認して、ボンベの転倒、配管の異常・漏れがないことと、マイコンメーター(計量器)本体の状況を確認し、微小漏れ・圧力異常・その他警報表示がないこと、ガス器具にも異常がないことを確認してから使用してください。

余震等によりガスの遮断が起きることがあるので使用中は常に注意が必要です。

エ 燃料

災害時には燃料の販売や供給がストップすることが想定されます。消防の災害応急対策業務は車両や装備の稼働が重要となりますので、非常時優先業務に支障のないよう各署において、車両用の燃料や自家用発電機用燃料等の備蓄状況を定期的に点検してください。また、災害時には栃木県石油商業組合那須南支部に対して、協定に基づき必要な協力・支援を要請し燃料を確保します。

(2) 飲料水・食料等の確保

発生後72時間は人命を最優先に活動することから、消防職員は数日間帰宅できない可能性があります。職員用の飲料水、食料等も最低3日間分は必要となりますが、備蓄食料は緊急援助隊の迅速出動用のみしかありません。職員は住民と同様「自助」の観点から、各自最低3日間分の飲料水(9ℓ程度)及び食料を備えて置き、参集する際に持参するようにしてください。

消防署員は、飲料水に加え現場活動用の飲料水(季節によりスポーツ飲料)及び非常食を、各自ロッカー等に備えておくようにしてください。

(※水道水は、断水や地震により濁るなどして飲用できない可能性が考えられます。)

総務班は、現場対応の長期化などで必要な際に、「物資等優先供給に関する協定」に基づき、管内事業者から必要な物資の供給を求めます。

4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段

(1) 災害時優先電話

法令に基づき、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、防災関係機関に向け電気通信事業者が提供するサービス。

災害等で電話が輻輳した場合に、優先電話は制限を受けずに発信を行うことができますが、着信については通常電話と同じ扱い。

○各消防署代表電話 ○携帯電話(19台中)6台に設定 (各所属2台)

(2) 衛星携帯電話

人工衛星を介した通信手段のため、輻輳の影響を受けにくく、地上の通信インフラが破壊されても通信できる可能性が高い。

○那須烏山消防署指揮車に2器搭載（車載及び携帯型）

(3) 栃木県防災行政無線（衛星系）

県と各市町で組織する栃木県防災行政ネットワーク運営協議会が管理運営。固定系と衛星系の回線併用により、災害時でも繋がりやすく、県から県内の市町に一斉に緊急通報を伝達することができる。

(4) 消防用無線

260MHz 帯のデジタル方式で、消防独自の音声コーデックのため秘匿性が高い。また、基地局折り返し通信により通信エリアが広い。

災害時に基地局が被災した際でも、直接通信に切り替えが可能。

○固定型 2 台 ○車載型 18 台

○携帯型 16 台 ○可搬型 1 台（災害時は指揮本部への設置を考慮）

5 重要な行政データのバックアップ

災害時の業務に直接係るデータ及び業務の正常化に支障をきたす恐れのある電子データを、各所属においてリストアップして定期的にバックアップをするようにしてください。

重要な書類についても同様にリストアップして、庁舎が被災する恐れのある際には持ち出しや移動が出来るよう準備をしてください。

●参 考：ネットワーク等の概要

○広域行政事務組合ネットワーク

- ・インターネットを介してローカルエリアネットワークを構成しています。
- ・広域センターにメインのファイルサーバーがあり、共有ホルダ内のデータが保存され、消防本部2階にバックアップサーバーを配置しており2台のサーバーでミラーリングしている。1台が故障してもデータが確保される。
- ・災害時は同時に被災する可能性もあるが、いずれかのサーバーが機能していれば接続可能。（消防本部のみ非常用電源への接続あり）

○公会計システム

- ・財務会計と地方公会計が一体となったクラウドサービス

○消防 WEB OA システム

- ・端末入力情報と指令システムを相互に反映することができる。災害活動情報は帳票や報告書に反映可能。データは指令センター内のサーバーに保存され、バックアップされている。

第5章 非常時優先業務の整理

1 非常時優先業務の選定

大規模災害時には、特定の業務に対する需要が急激に増大し、業務を担う人員・資機材や環境など、利用できる資源に制約を受けることが想定されます。このような状況下においても業務を継続するためには、優先的に実施する災害応急対策業務と、維持・縮小・停止する通常業務とを区別し、優先して実施する業務に集中できるようにしておくことが重要となります。

休止した通常業務についても、業務再開目標時期をあらかじめ示しておく必要がありますので、「消防本部の組織に関する規則」及び「消防署の組織に関する規程」に定める事務分掌で区分し、以下のとおり優先度等を示します。

各所属長は所掌する事務及び人員を分析しておき、所属における有効な人員活用について計画しておくようお願いします。

なお、縮小・停止した業務については、業務継続計画の解除宣言前であっても、非常時優先業務の進捗状況等に応じて、各所属長等の判断により順次再開させるものとします。

業務の優先度		
優先度	内 容	業務開始目標
S	大規模災害発生後、強化する業務	—
A	大規模災害発生後、通常維持する業務	—
B	大規模災害発生後、縮小する業務	1週間以内
C	大規模災害発生後、停止する業務	2週間以内
D	大規模災害発生後、長期間停止する業務	1ヶ月以内

●消防本部

○総務課

所属	優先度	業務	大規模災害時の対応等
総務係	S	庁舎の維持管理に関すること。	
	S	職員の安全衛生及び厚生に関すること。	
	S	物品の取得、貸与、修繕その他契約に関すること。	災害対応物品等のみ強化
	A	統計の編さん及び広報に関すること。	減災のための広報等は強化
	A	公印の管守に関すること。	
	A	職員の諸届出に関すること。	
	A	予算その他財務に関すること。	
	A	事務報告に関すること。	
	A	職員の旅費に関すること。	
	A	その他他の係に属さないこと。	猶予のある業務は停止
	B	規則、規程に関すること。	
	B	文書の収発及び編さん図書の保存に関すること。	
	B	職員の任免、分限、懲戒に関すること。	緊急及び災害に関わるものは通常

	D	職員の研修に関すること。	
	D	職員の配置に関すること。	
	D	栃木北東地区消防通信指令事務協議会に関すること。	

○予防課

所属	優先度	業務	大規模災害時の対応等
予防係	A	その他火災予防に関すること。	災害に伴う減災対策等は強化
	B	建築物の調査及び同意事務に関すること。	
	C	防火対象物の指導取締りに関すること。	避難場所などの安全対策指導等は通常
	C	電気工作物の指導取締りに関すること。	
	C	消防設備の検査指導に関すること。	
	D	消火、避難訓練の指導計画に関すること。	
	D	防火相談に関すること。	
	D	防火思想の普及に関すること。	
	D	防火資料に関すること。	
	D	火災予防の総合企画及び予防広報に関すること。	
	D	自衛消防の育成指導に関すること。	
保安係	S	自然災害時における被害調査に関すること。	市町と連携し情報共有
	A	火災原因及び損害調査に関すること。	通常時の火災調査は停止
	A	その他保安に関すること。	避難所等の危険物仮貯蔵・仮取扱いなど 猶予のある業務は停止
	B	危険物製造所等の届出及び検査指導取締りに関すること。	被災施設の仮貯蔵・仮取扱いは通常
	B	危険物製造所等の許可、認可及び手数料に関すること。	
	B	火災統計及び火災情報に関すること。	火災情報は通常
	D	高圧ガスの指導取締りに関すること。	災害関連のみ通常

○警防課

警防係	S	警防、救助業務の企画立案に関すること。	隊の活動支援
	S	水火災等の警戒防ぎよに関すること。	隊の活動支援
	S	緊急消防援助隊に関すること。	要請・受援調整
	S	消防相互応援に関すること。	要請・受援調整
	A	地震、その他災害の対応計画に関すること。	災害対応関連は強化
	A	警防計画に関すること。	災害関連以外は縮小
	A	火災警報及び消防信号に関すること。	
	A	防災無線に関すること。	
	A	消防用機械器具の配備及び維持管理に関すること。	
	A	その他警防業務に関すること。	猶予のある業務は停止
	B	消防水利に関すること。	保全是通常
	C	警防統計（火災、救急に関するものを除く。）に関すること。	
	D	警防技術訓練及び指導に関すること。	
	D	開発行為に関すること。	
	救急管理係	S	救急業務の企画立案に関すること。
S		救急用機械器具の配備及び維持管理に関すること。	必要物資の調達
A		その他救急業務に関すること。	猶予のある業務は停止
A		メディカルコントロール体制に関すること。	災害時の指示指導以外は縮小
B		救急計画に関すること。	新規の立案は災害関連のみ

	C	救急統計に関すること。	
	D	救急技術の訓練及び指導に関すること。	
	D	応急手当の普及啓発に関すること。	
	D	職員の救急救養訓練に関すること。	
通信指令係	S	災害情報の収集及び支援情報等の伝達に関すること。	
	A	水火災、救急その他災害の受報及び出動指令に関すること。	
	A	消防通信施設の運用、維持管理及び計画に関すること。	
	A	各種警報、気象情報の受報及び伝達に関すること。	
	A	栃木北東地区消防指令センターに関すること。	
	A	情報通信業務の記録及び通信統計に関すること。	
	A	その他消防通信、指令業務に関すること。	
	D	通信技術の訓練及び指導に関すること。	

●消防署

所属	優先度	業務	大規模災害時の対応等
消防係	S	地震その他災害の対応に関すること。	
	S	災害現場の指揮、支援及び広報に関すること。	
	S	消防信号、通信の確保に関すること。	
	S	消防機械器具の維持管理に関すること。	
	S	水火災等の警戒防御に関すること。	
	S	災害現場の安全管理に関すること。	
	A	消防水利の調査及び保全に関すること。	使用可能な水利を把握
	A	火災現場における原因損害等の調査協力に関すること。	通常時の火災調査協力は停止
	A	自然災害時における被害調査協力に関すること。	災害対応時は原則停止 予防係の要請で協力
	A	警防計画及び警防調査に関すること。	災害関連以外は縮小
	A	その他警防業務に関すること。	災害関連以外は停止
救急係	D	災害訓練に関すること。	
	S	救急業務に関すること。	人命を優先
	S	救急車及び救急機械器具の整備並びに維持管理に関すること。	
	A	その他救急業務に関すること。	災害関連は強化。それ以外は停止
	D	救急統計に関すること。	
予防係	D	救急訓練及び救急指導に関すること。	
	A	自然災害時における被害調査に関すること。	発災初期は停止。消防本部 保安係及び市町と連携して 再開
	A	火災原因及び損害調査に関すること。	通常時の火災調査は停止
	A	その他火災予防に関すること。	災害関連以外は停止
	B	危険物関係施設の査察等の協力に関すること。	減災対策は通常
	B	建築物及び工作物等の調査並びに同意事務に関すること。	
	C	防火対象物の査察及び指導に関すること。	減災対策、避難施設等は通常
	C	り災証明に関すること。	
C	火災予防条例等の諸事務に関すること。	災害特例は優先	

	D	消火訓練及び避難訓練の指導に関する事。	
救助係	S	救助業務に関する事。	人命を優先
	S	救助車両及び機械器具の整備並びに維持管理に関する事。	
	A	特殊災害の警防活動に関する事。	
	A	その他救助業務に関する事。	災害関連以外は停止
	D	救助訓練に関する事。	
管理係 ※係を置かない場合は各担当業務	S	庁舎及び車両等の維持管理に関する事。	業務の継続性を優先
	S	署内業務の調整及び庶務に関する事。	災害対応関連のみ強化
	S	署の警防業務及び予防業務の協力に関する事。	
	A	署内の消防設備及び備品等の保守管理に関する事。	災害対応の拠点機能を優先
	A	署の安全運転管理に関する事。	
	A	署の安全衛生管理に関する事。	
	A	公印の管守に関する事。	
	B	署員の勤務及び各署間の勤務協力に関する事。	消防指揮本部が統括
	C	その他他の係に属さないものに関する事。	業務により優先度を選択する
	D	署員の服務及び教養(他の係に属するものを除く。)に関する事。	
	D	署員の研修及び資格取得に関する事。	
	D	署員の訓練(他の係に属するものを除く。)に関する事。	

※栃木北東地区消防指令センター勤務者及び派遣職員は派遣先の計画に従います。

2 その他大規模災害時の業務

(1) 広報

大規模災害発生時には、住民や報道機関に対して、災害情報や危険性をいち早く広く広報することが被害の拡大防止に有効な手段となりますので、住民の生命・身体を脅かす可能性のある情報は可及的速やかに広報を行います。

被災者状況、災害対応状況等の情報についても適切に提供することが重要となりますので、市町災害対策本部と連携して、速やかに報道発表や情報提供ができる体制をとります。

消防単独での報道発表をする際は、災害対策本部の情報と食い違いがないよう十分配慮して行うものとし消防指揮本部の情報班が中心となり調整を行います。

また、災害時には情報が錯綜しデマや誤った情報が拡散しやすくなります。真偽不明の情報が拡散すると、住民が本当に必要とする情報の伝達を阻害したり、我々の業務に支障がでたりする原因にもなりかねません。発信する情報は正しい情報に基づいた内容のみを伝達します。

広報の手段は、実施可能な複数の方法を検討して、広く伝達するよう努めるものとしします。

(2) 来庁者・帰宅困難者等への対応

大規模災害発生時に庁舎内にいる来庁者、周辺地域で被災し庁舎を訪れる帰宅困難者、また、消防庁舎は地域の一次避難場所に指定されているため、避難して来る住民が想定されます。発災早期には、災害対応などの非常時優先業務の遂行に支障が生じないように、待機場所を指定するなどして

対応するものとし、管轄市町の担当課と連携してください。また、全職員が応急手当の知識を身につけ、けが人等の応急処置に対応できるよう普段から心掛けて下さい。

第6章 業務継続計画の継続的見直し

業務継続計画は、計画の実効性を確認し高めていくために、教育や訓練を繰り返し実施して、問題点が明らかになった場合には随時計画を見直し、更新していくことが重要です。

業務継続に係る訓練には、消防指揮本部設置訓練や災害対策本部を対象とした各種訓練の他、非常時参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練など様々な種類があり、これらの訓練で明らかになった課題や改善点は、業務継続計画を更新する際に反映させます。

また、平時から非常時優先業務に必要な設備や資機材、資源などの点検と増強、人員の確保と育成に取組み、PDCAサイクルを回して業務継続計画の実効性を高めていくこととします。

業務継続計画に関連する、消防指揮本部運営マニュアル、消防署警防規程、救急業務計画、南那須地区広域行政事務組合消防本部緊急援助隊受援計画などについても見直しの対象とします。

**南那須地区広域行政事務組合消防本部
業務継続計画
【大規模災害】**

令和3年9月16日 策定

令和4年4月1日 一部改正
令和6年4月1日 一部改正
令和6年7月1日 一部改正
令和7年5月1日 一部改正

編集：消防本部総務課